障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第５次）」の概要

障害者基本計画（第５次）の概要を整理すると、以下の通りです。

○ 計画期間：令和５（2023）年度から令和９（2027）年度までの５年間

○ 基本原則：地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

○ 障害者施策の基本的な方向

１　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

２　安全・安心な生活環境の整備

３　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

４　防災、防犯等の推進

５　行政等における配慮の充実

６　保健・医療の推進

７　自立した生活の支援・意思決定支援の推進

８　教育の振興

９　雇用・就業、経済的自立の支援

10　文化芸術活動・スポーツ等の振興

11　国際社会での協力・連携の推進

「障害者基本計画（第５次）」の基本的な方向と「障害者保健福祉ひの６か年プラン（平成30年３月）」との関係性を整理すると、以下の通りです。

障害者保健福祉ひの６か年プランの各基本目標

第５次の基本的な方向

１、３、 ５、 １０

＜基本目標　１＞　『認め合い暮らす』

（差別解消の取組みの推進と権利を守るための仕組み

の充実を図ります）

＜基本目標　２＞　『安心・安全に暮らす』

（地域で生活するための環境を整えます）

＜基本目標　３＞　『生きる力を学ぶ』

（福祉・教育・家庭が一体となり、障害のある子どもへの

切れ目のない支援を推進します）

＜基本目標　４＞　『地域で活躍する』

（働きを通して自分も地域も生き生きできる支援を推進します）

＜基本目標　５＞　『つながり・支える』

（障害のある人を支えるネットワークの構築を図ります）

２、 ４、 ６

８

９

７

障害者総合支援法の改正概要（令和４年12月成立）

令和４年12月に改正された障害者総合支援法のについて、概要を整理すると、以下の通りです。

改正の趣旨

障害者総合支援法は、障害者および障害児の日常生活や社会生活の支援、福祉の増進、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現などを目的として制定された法律です。

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障害者等の希望する生活を実現することを目的として、令和４（2022）年度に改正されました。

主な改正のポイント

１．障害者等の地域生活の支援体制の充実

共同生活援助（グループホーム）の支援内容を法律上明確化することや、地域の障害者や精神保健に関する課題を抱える人を支援する地域生活拠点等の整備について努力義務化されました。

２．障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進

「就労選択支援」の創設、短時間労働者等に対する実雇用率算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化が定められました。

３．精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備

医療保護入院の見直し、入院者訪問支援事業の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進が定められました。

４．難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

症状が重症化した場合に円滑に医療費支給を受けられる仕組みの整備や、登録者証の発行等による難病患者等の療養生活支援の強化が定められました。

５．障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（ＤＢ）に関する規定の整備

障害福祉サービスや療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定が整備されました

６．その他

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入や居住地特例の見直しが定められました。

国基本指針の見直し概要（障害福祉計画・障害児福祉計画）

障害福祉計画・障害児福祉計画について、国の基本指針見直しの概要を整理すると、以下の通りです。

基本指針見直しのポイント ※活動指標等の変更や都のみに関わるものは省略。

１．入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

・強度行動障害を有する者への支援体制の充実【新】

・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化【拡充】

・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進【拡充】

・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実【新】

２．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記【拡充】

３．福祉施設から一般就労への移行等

・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応【拡充】

４．障害児のサービス提供体制の計画的な構築

・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援【拡充】

・地域におけるインクルージョンの推進【拡充】

５．発達障害者等支援の一層の充実

・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実【拡充】

６．地域における相談支援体制の充実強化

・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進【新】

・「地域づくり」に向けた協議会の活性化【新】

７．障害者等に対する虐待の防止

・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

【拡充】法改正に伴う部分一部【新】

８．「地域共生社会」の実現に向けた取組

・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進【拡充】

９．障害福祉サービスの質の確保

・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実【拡充】

10．障害福祉人材の確保・定着

・ＩＣＴやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進【新】

11．よりきめ細やかな地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

・データに基づいた、地域における障害福祉の状況の正確な把握【新】

・障害児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握【新】

12．障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

・障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進【新】

第４期日野市地域福祉計画の概要

第４期日野市地域福祉計画の概要を整理すると、以下の通りです。

○ 計画期間：令和２年度（2020年度）から令和６年度（2024年度）までの５年間

○ ビジョン：全ての市民が、差別がなく、安心して暮らせる地域共生社会の実現

目指すビジョン

**地域で支え合い、誰もが安心してともに暮らせるまち**

○ 基本理念：支援の「支え手」「受け手」という関係を超えてつながり、助け合い・支え合いの輪を広げる

**１ 地域で必要な支援につながる環境を整えていきます**

**２ 将来を見据えて、地域を核とした支え合う福祉を実現していきます**

**３ 地域で暮らす人たちが、地域で安心して生活していけるよう支援していきます**

　○　基本目標１：身近な地域で気軽に相談できる機能を整え、ニーズに合った支援に努めます

社会情勢の変化とともに、福祉等に関する相談内容も複雑化・多様化しています。その中で切れ目のない支援の実施や市民のニーズに対応していくため、現行の相談機能を見直し、利便性の向上に努めていきます。また、関係する機関がそれぞれの専門性を発揮して協力・連携して複雑化する課題を解決していく体制の整備に取り組みます。

○　基本目標２：地域福祉を担う人材を育成するとともに、福祉サービスの質の向上に取り組みます

福祉を支えるためには、支援を行う人材を確保することが重要です。高齢化に伴い、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が予測される中、福祉の人材を育てて定着を図る施策に取り組みます。また、よりよい暮らしを実現するために福祉サービスの質の向上にも取り組みます。

　○　基本目標３：地域住民等が主体的に行う地域福祉活動を支援します

高齢化が進展すると、行政だけでは市民が抱える課題を解決することが困難になります。そのため、行政は地域の様々な主体の力を借りて行政の手の届かない地域の課題解決につなげ、地域課題の解決に積極的に取り組む主体への後方支援を行います。

○　基本目標４：市民の権利を擁護する支援体制を整備していきます

高齢化の進展とともに認知機能が低下した高齢者等も増加しています。少子化、核家族化も進んでいるため、これらの高齢者等の尊厳を守り、住み慣れたまちで安心して暮らしていくためには、権利擁護について地域で相談できる環境づくりが必要です。

また、既存の成年後見制度を知ってもらい、かつ、わかりやすいものにする必要があるため、もっと身近なものとする工夫をするとともに、担い手として協力してくれる方の育成にも取り組みます。

○　基本目標５：災害時要配慮者となる高齢者や障害者の防災対策が適切にとられる体制づくりを推進します

災害時に配慮が必要な高齢者や障害者の命を守るため，「自助・共助・公助」のそれぞれの立場から必要な支援策に取り組み、地域で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに向けた環境を整えていきます。

現況を踏まえた次期計画にむけた方向性（案）

[[1]](#footnote-1)※

○ 障害者施策の方向性

　　障害者基本計画（第５次）や、障害者総合支援法の改正内容、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し内容等を踏まえ、次期計画で目指す方向性（案）を以下に示します。

基本的

考え方

①地域社会における共生【障害者基本計画基本原則】

②差別の禁止【障害者基本計画基本原則】

③安全・安心な暮らし【障害者総合支援法理念】

強化の

方向性

①地域生活への移行、支援の強化【法改正、指針見直しポイント】

②就労支援の強化【法改正】

③相談体制の強化【指針見直しポイント】

④障害福祉人材の確保・定着【指針見直しポイント】

⑤意思疎通支援の充実【関連法※制定、指針見直しポイント】

市の

福祉施策の方向性

①地域でのつながりの強化　　【第４期日野市地域福祉計画】

②地域での支え合いの強化　　【第４期日野市地域福祉計画】

③地域での安心な暮らしの実現【第４期日野市地域福祉計画】

誰もが認め合いながら、安心して暮らせる共生社会の実現

　 ●差別のない社会　 ●つながり支え合う社会　 ●安心して暮らせる社会

次期計画における施策の体系（案）

　　以上より、次期計画における施策の体系（案）を以下のとおりとします。

　　なお、現行計画では、目指すべき姿→基本理念→基本目標→施策項目→施策→事業の６層構造でしたが、次期計画では、目指すべき姿→実現すべき社会→施策の方向性→基本施策→具体事業の５層構造とします。

次期計画の施策の体系（案）

施策の方向性

実現すべき社会

目指すべき姿

差別の解消と権利擁護の推進を行う

**目指すべき姿　「ともに生きるまち　日野」**

～一人ひとりがかけがえのない存在として認め合いながら安心して暮らせる地域の実現～

【差別のない社会】

互いの人権と権利を尊重し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

様々な活動を通して障害理解を浸透させる

子どもの成長を支援する

福祉と教育が一体となり切れ目のない支援をする

障害のある人の子育てを支援する

切れ目のない相談支援を充実する

【つながり支え合う社会】

地域全体がつながり、障害のある市民を地域ぐるみで支える仕組みをつくります。

福祉人材を育成し、定着を支援する

社会復帰等に向けた取組みを推進する

地域生活への移行を支援する

情報保障を推進する

安心して暮らせるまちづくりを推進する

災害に備える体制を構築する

【安心して暮らせる社会】

障害のある市民が困ることなく、安心して生活できるまちづくりを推進します。

障害のある人を支える家族を支援する

地域とつながり支え合う場をつくる

就労に向けた支援体制を充実する

仕事を通して地域貢献できる仕組みをつくる

障害者優先調達を推進する

※但し、施策の方向性は今後の検討で加除修正の可能性があります。

（参考）現行計画の施策の体系

施策の項目

基本目標

基本理念

目指すべき姿

**目指すべき姿　「ともに生きるまち　日野」**

～一人ひとりがかけがえのない存在として認め合える地域の実現～

【お互いを尊重するまち】

互いの人権と権利を尊重し、支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

１　差別の解消と権利擁護の推進を行う

＜基本目標　１＞

『認め合い暮らす』

（差別解消の取組みの推進と権利を守るための仕組みの充実を図ります）

２　情報保障を推進する

３　様々な活動を通して障害理解を浸透させる

＜基本目標　２＞

『安心・安全に暮らす』

（地域で生活するための環境を整えます）

１　安心して暮らせるまちづくりを推進する

２　災害に備える体制を構築する

３　障害のある人を支える家族を支援する

【生涯にわたって支援を行うまち】

障害のある市民を生涯にわたって支援する仕組みをつくります。

＜基本目標　３＞

『生きる力を学ぶ』

（福祉・教育・家庭が一体となり、障害のある子どもへの切れ目のない支援を推進します）

１　子どもの成長を支援する

２　福祉と教育が一体となり切れ目のない支援をする

３　障害のある人の子育てを支援する

１　地域とつながり支え合う場をつくる

＜基本目標　４＞

『地域で活躍する』

（「働き」を通して、自分も地域も生き生きできる支援を推進します）

２　就労に向けた支援体制を充実する

３　仕事を通して地域貢献できる仕組みをつくる

【みんなで支えるまち】

行政、事業者、地域等が協働し、障害のある市民を支える仕組みをつくります。

４　障害者優先調達を推進する

１　切れ目のない相談支援を充実する

＜基本目標　５＞

『つながり・支える』

（障害のある人を支えるネットワークの構築を図ります）

２　福祉人材を育成し、定着を支援する

３　社会復帰等に向けた取組みを推進する

４　地域生活への移行を支援する

1. ※ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和４年法律第50号） [↑](#footnote-ref-1)